

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午前9時00分から午前9時28分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 2-1、2-2 会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 5 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 5. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第5条関係取消願 2. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、平成30年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

事務局長	<p>会長さん宜しくお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 7番 山田 臣一 委員 議席番号 8番 加藤 博由 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・1件 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・68件 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・21件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・2件 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・4件 5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件 報 告 1. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・1件 2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・23件</p>
会長	<p>それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p>

事務局	<p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて生活しております。建物の老朽化が激しいため家の建て替えを計画しましたが、建築予定地には接道がないため、今般の申請にて申請地を借り受け、進入路として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成16年から愛西市で産業廃棄物の収集運搬と中間処分を行っている事業者です。現在、収集運搬に使用する大型車や来客用、従業員の車を会社の敷地内に無理やり駐車している状態であり、作業効率も安全面でも問題があるため、新たに駐車場を確保する必要に迫られております。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和49年から名古屋市に本拠を置き、エアゾール製品の製造・販売業を営んでおります。愛西市にも営業所、工場、倉庫を構えておりますが、事業の拡大に伴い従業員を増員し、また近々更なる増員を予定していることから従業員の駐車場や、来客用の駐車場が不足し、大変困っております。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、この際、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで戸建ての住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、母と祖母が所有する、実家に隣接した申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、大阪市に本社を置き全国で主に物流を代表とする事業を展開しております。近年、夏場の飲料水の需要が大幅に増加しており、顧客であるサントリーグループの商品を愛知県南西部及び三重県全域に効率的に出荷するため、新規の物流倉庫建設地を探していました。倉庫を建築するための広い面積が確保できる場所で、農地以外の物件や白地農地等をいろいろ探しましたが、条件に合うものはありませんでした。今般の申請にて、インターチェンジに近く、倉庫建築のための規模や条件を満たしている、申請地を買い受け、物流倉庫を建築する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、この際、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで戸建ての住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、祖父が所有する、実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、この際、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで戸建ての住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、祖父が所有する、実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和58年に会社を設立し、名古屋市に本社を置き、主に変圧器の製造・販売業を営んでおります。愛西市にも工場を置き、工場等に設置する低圧変圧器を製造し海外工場に輸出しております。自社の技術を生かした半導体製造用の新製品を新規事業として始めたところ、需要が拡大するとともに現在の工場ではスペース的に限界が見え始めており、顧客の要望にも十分対応することができなくなっています。新工場の建設地を農地以外の物件をいろいろ探しましたが、条件に合うものはありませんでした。今般の申請にて、現在使用している工場にも近く、規模や条件を満たしている、申請地を買い受け、工場を建築する計画です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第26号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取 1 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番の住所氏名・土地の所在・地目・面積を朗読及び説明) 説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 27 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ意見なしと答申することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から68番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第9号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から68番、全体筆数は254筆、面積は240,224㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は117筆、面積は108,471㎡でございます。公益財団法人、愛知県農業振興基金さんが受人となって利用権設定された筆数は1筆、1,211㎡でございます。その他の受人は17名の方々と、137筆、131,753㎡でございます。内容につきましては、作物は露地野菜、水稻、レンコン、ネギ、果樹でございます。公告年月日は平成30年12月28日と平成31年2月7日、契約開始年月日は平成31年1月1日と平成31年3月1日となっております。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第9号について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告5件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から21番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、21件の届出を受理いたしました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由を朗読説明)以上、2件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、取消理由、備考を朗読説明)以上、1件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から23番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明))以上、23件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

会長

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時28分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年12月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 7番委員 山 田 臣 一

議事録署名者

議席番号 8番委員 加 藤 博 由